

三島ホール使用料

(単位:円)

ホール (舞台、楽屋、ホワイエ含む)		使用日時 区分	午前 (9:00～12:00)	午後 (13:00～17:00)	夜間 (18:00～22:00)
入 場 料 等 の 最 高 額	入場料等なし	平 日	6,000	8,000	10,000
		土・日曜	8,000	10,000	12,000
	1,000円未満	平 日	7,800	10,400	13,000
		土・日曜	10,400	13,000	15,600
	1,000円以上 3000円未満	平 日	9,600	12,800	16,000
		土・日曜	12,800	16,000	19,200
	3,000円以上	平 日	12,000	16,000	20,000
		土・日曜	16,000	20,000	24,000
	無料でも商業宣伝、営業 等	平 日	12,000	16,000	20,000
		土・日曜	16,000	20,000	24,000

一 部 使 用	舞 台	平 日	2,000	2,500	3,000
		土・日曜	2,500	3,000	3,500
	ホワイエ	平 日	2,000	2,500	3,000
		土・日曜	2,500	3,000	3,500
	楽 屋	平 日	400	500	600
		土・日曜	500	600	700

一部使用の場合も入場料金に応じて上記の額に100分の130、100分の160、100分の200を乗じた額が加算されます。

那須地区広域圏(那須塩原市、大田原市、那須町)以外におすまいの方が使用する場合は、上記の額に100分の150を乗じた額になります。

入場料等を徴収しない場合又は、入場料等の最高額が3000円未満の場合であっても、使用者が営業、商業宣伝、その他これに類する目的をもって使用する場合には、入場料等の最高額3000円以上の場合において使用する金額と同額とします。

入場料等とは、入場料又はこれに類するものをいい、入場料等の最高額とは、入場料等の1人当たりの徴収額の最高額をいいます。

2つ以上の使用時間帯を継続して使用する場合には、当該時間帯の間(12時～13時、17時～18時)の使用料は徴収しません。

2つ以上の使用時間帯を継続して使用する場合、入場料等なしの時間帯と入場料ありの時間帯があった場合、すべて入場料ありの料金体系に統一した使用料を徴収します。

2つ以上の使用時間帯を継続して使用する場合、一部使用の時間帯とホール全館使用の時間帯があった場合、すべてホール全館使用の料金体系に統一した使用料を徴収します。